

平成16年2月12日

各 位

会社名 株式会社 千趣会  
代表者名 代表取締役社長 行待 裕弘  
(コード番号 8165 東証・大証第一部)  
問合せ先 執行役員経理部長 太田 親利  
(TEL 06-6881-3120)

## ストックオプション(新株予約権)の発行および 自社株連動型報酬(ファントムストック)の付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社および当社子会社の取締役、執行役員、正社員(新入社員を含む)および契約社員の一部に対し、商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、ストックオプションを目的として新株予約権(単元株)を発行することの承認を求める議案を平成16年3月30日開催予定の当社第59期定時株主総会に提案すること、また、単元未満株部分については自社株連動型報酬(ファントムストック)の付与を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. スtockオプション(新株予約権)

##### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社グループの業績向上に対する貢献意欲や士気を喚起することを目的として、当社および当社子会社の取締役、執行役員および正社員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

##### 2. 新株予約権発行の要領

###### (1) 新株予約権の割当の対象者

当社および当社子会社の取締役、執行役員および正社員

###### (2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式1,300,000株を総株数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について

てのみ行われ、調整により生ずる 1 株未満の端株は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

( 3 ) 発行する新株予約権の総数

1,300 個を上限とする。

( 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は 1,000 株とする。ただし、株式分割または株式併合を行う場合は、上記( 2 )と同様の調整を行う。)

( 4 ) 新株予約権の発行価額

無償とする。

( 5 ) 新株予約権行使時に払込みをすべき金額

新株予約権の目的となる株式 1 株当たりの払込金額は、新株予約権発行の日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権発行の日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使による場合を除く）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

( 6 ) 新株予約権の権利行使期間

平成 1 8 年 4 月 1 日から平成 2 0 年 3 月 3 1 日まで

( 7 ) 新株予約権の行使条件

新株予約権の割当を受けた者は、当社および当社子会社の取締役、執行役

員または正社員たる地位を失った後も、権利を行使することができる。ただし、懲戒解雇に該当する事由が発覚した場合は、権利を喪失する。

新株予約権者が死亡した場合の相続は認めない。

新株予約権の質入れ、その他一切の処分は認めない。

その他の条件については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによる。

#### (8) 新株予約権の消却事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合は、新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権者が、権利行使をする前に上記(7)のただし書きまたはに定める規定により新株予約権を行使する条件に該当しなくなった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

#### (9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。ただし、当社と新株予約権者との間で締結する契約において、新株予約権を譲渡してはならないことを定めることができる。

上記の内容につきましては、平成16年3月30日開催予定の当社第59期定時株主総会において承認可決されることを条件とし、同株主総会後の取締役会決議をもって決定いたします。

### ・ 自社株連動型報酬 (ファントムストック)

#### 1. 付与理由

当社グループの業績向上に対する貢献意欲や士気を喚起することを目的として、当社および当社子会社の正社員および契約社員の一部に対し、付与するものがあります。

#### 2. ファントムストックの要領

##### (1) 権利付与対象者

当社および当社子会社の正社員および契約社員の一部

##### (2) 権利付与内容

上記(1)の対象者に対して、単元未満株数を付与し、下記(3)の算式に基づき、株価の上昇に応じた金額を特別賞与として支給する。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合の株式の調整は、ストックオプション(新株予約権)の2(2)のなお書きと同一とする。

##### (3) 支給額の算式

付与株数 × 株価上昇分 (権利行使価額と行使日の前日の当社終値との差額) で算出される金額を支給する。ただし、株価上昇分は権利行使価額を上限と

する。

(4) 権利行使価額

.ストックオプション(新株予約権)(5)「新株予約権行使時に払込みをすべき金額」と同一とする。

(5) 権利行使期間

平成18年4月1日から平成20年3月31日まで

(6) 権利行使条件

.ストックオプション(新株予約権)(7)「新株予約権の行使条件」と同一とする。

(7) 権利の消却事由および条件

.ストックオプション(新株予約権)(8)「新株予約権の消却事由および条件」と同一とする。

(8) 譲渡制限

.ストックオプション(新株予約権)(9)「新株予約権の譲渡制限」と同一とする。

上記の内容につきましては、平成16年3月30日開催予定の当社第59期定時株主総会後の取締役会決議をもって決定いたします。

以 上